



今年の半夏生は、7/2（木）です。半夏生の日に、タコを食べる風習があります。稲の苗がタコの足のように地にしっかり根付くようにという願いが込められているようです。当日スーパーでタコが安く売っていたので、酢の物にして食べてみました。おいしかったです。これから本格的な夏がやってくるので、たくさん食べて夏バテを防止するようにしましょう。



1. 国民年金

●国民年金保険料も、育児休業免除開始！

～R8.10から開始～

→国民年金も、**育児休業期間中の保険料免除**が開始されます。厚生年金と同じく、免除期間中も保険料が納付されたものとして老齢基礎年金の計算がされます。H31.4から**産前産後**期間中の保険料免除も開始されており、厚生年金と同じように産前産後から育児休業期間へと免除の流れが整いました。

<国民年金保険料の育児休業期間中免除>

(対象) ※R8.10以降に

- ・**1歳**になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者である**実父母・養父母**で、

子と親子関係が継続している・住所が同じ

※夫婦ともに第1号の場合は、2人とも免除の対象

(免除の期間)

<実母>

- ・産前産後（出産予定日または出産日の前月から4ヶ月）免除期間に引き続いて**9ヶ月間**（あわせて最大13ヶ月）

<実父または養父母>

- ・子を養育することになった月から**1歳の誕生日前月**まで（最大12ヶ月）

→名古屋市や愛知県医師国保等、国民健康保険にも育休期間中の保険料免除の流れが波及しそうです。

2. 健康保険

●健康保険法、改正！

～高額療養費の年間上限の新設など～

→持続可能な医療保険制度の実現を目指して、健康保険法等が改正されました。該当するものはありそうでしょうか？

<健康保険法等改正>（開始の日）おもなもの

- ・**薬剤費の一部保険外療養を創設**（R8.6.5から1年以内）
→OTC医薬品との代替性が特に高い薬剤を使った療養等について、**薬剤料の1/4を別途加算**（風邪、鼻炎、胃痛、便秘、解熱、腰痛、乾燥肌等）
- ・**後期高齢者の金融所得の把握**（R8.6.5から5年以内）
→**確定申告をしない**場合も、法定調書から金額を把握し、上場株式の配当等金融所得を**保険料算定や窓口負担割合**等の判定に反映
- ・**出産費用の見直し**（R8.6.5から2年以内）
→標準的な出産費用の**自己負担金がなし**に
- ・**高額療養費の年間上限の新設**（R8.8.1）
→多数回該当に該当しない長期療養者や高額な医療を受けた場合を想定し、標準報酬月額に応じて**年間の上限額**を設定
- ・**医療機関の業務効率化・勤務環境改善への支援**（R9.4.1.）
→令和22年にむけて医療従事者を安定的に確保し、質が高く効率的な医療提供体制を構築するために、**医療機関の業務効率化・勤務環境改善の取組支援**を行う

今月のピックアップ



●障害者雇用率、引き上げ！～R8.7から～

民間企業の障害者の法定雇用率が、2.5%→**2.7%**へ引き上げられます（令和5年2月号参照）。今後は常用雇用**37.5人以上**の場合、障害者を1人雇用する義務が発生します。

●年金の扶養控除等申告書、提出範囲拡大！～R9扶養控除等申告書から～

R8の税制改正で、年金受給者が**住民税の各種控除**を受ける場合も日本年金機構へ扶養控除等申告書の**提出が必要**へ変更。住民税の課税対象となる方全員へ送付対象が拡大されます。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

